厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡に掲げる利用定員（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。）の場合にあっては指定通所基準第三十七条（指定通所基準第五十四条の五及び第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている利用定員を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にあってはこれに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合	百分の七十
㈠・㈡　（略）	
(2)　（略）	
ロ　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。以下このロにおいて同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。	

厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域	百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡に掲げる利用定員（指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支援事業所の場合であっては同令第五十四条の五において準用する同令三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合	百分の七十
㈠・㈡　（略）	
(2)　（略）	
ロ　指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。	

厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき指導員若しくは保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業	百分の七十